

## 新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱及び障がい者

(児)福祉のしおりにおける聴覚障がい者児用情報受信装置等の説

明について

### 【自己発意調査として選定した理由】

平成25年度審査案件の一つに、障がい者の日常生活用具の給付品目である「聴覚障がい者用情報受信装置」(以下「受信装置」という。)について、当初市の窓口担当から給付対象となるとの説明を受けたテレビ対応型ワイヤレススピーカー(以下「スピーカー」という。)の補助申請をするため同じ窓口にて約10か月後に行ったところ、別の職員からスピーカーは障がい者の日常生活用具の給付品目である受信装置ではないから申請できないと言われたことに対する苦情の申立てがあった。

当審査会では、職員の窓口対応は共通の認識をもって正しい説明が行えるよう担当課において再確認してほしいことを要望した。

この調査の過程で、障がい者の日常生活用具の給付品目の給付の根拠となっている「新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱」(以下「要綱」という。)の別表及び新潟市福祉部障がい福祉課が毎年度発行する「障がい者(児)福祉のしおり」(以下「しおり」という。)の説明文が市民の立場で適切であるかどうかについて、自己発意調査として確認、検討することとした。

### 【所管部署】

障がい福祉課

### 【当行政苦情審査会の意見の趣旨】

当審査会として、対象品を現在の性能に限定するのであれば、しおりの「種類」欄の「受信装置」の記載については、要綱の別表1、別表2と同様に、その製品の規格が容易にわかるように、テレビ画面に字幕及び手話通訳の映像が出力される機能を有するものである旨を付け加えることを要望する。

また、しおり全体について、説明がわかりにくく、市民に誤解を与えるような箇所が他にないかどうか、所管課において今一度精査していただき、必要があれば修正することを要望する。

### 【付帯意見】

現時点では、スピーカーは給付品目の対象外であるということは審査会も理解したが、将来的には聴覚障がい者児にとって日常生活の利便性向上に寄与す

と思われるスピーカーについても対象に加えることを検討することについても要望する。

【調査・検討対象】

- 1 新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱
- 2 障がい者（児）福祉のしおり（平成 25 年度版）

1 新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱 [抜粋]

（実施主体）

第 3 条 本事業の実施主体は、新潟市とする。

（用具の種類及び基準額）

第 4 条 給付の対象となる用具は、次の 6 種の用具とし、その対象となる用具の種類及び基準額は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の「種類」欄及び「基準額」欄に掲げるものとする。（点字図書を除く）

（1）から（3）省略

（4）情報・意思疎通支援用具 障がい者児等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

（5）から（6）省略

（給付対象者）

第 5 条 用具の給付対象者（以下「対象者」という。）は、在宅で重度の障がい者児等であって、別表 1、別表 2 及び別表 3 の「対象者」欄に掲げるものとする。

※ただし書き以下省略

別表 1 重度身体障がい者の日常生活用具の種類及び性能

種 類	基準額(円)	対 象 者	性 能	耐用年数
聴 覚 障 が い 者 用 情 報 受 信 装 置	88,900	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年

別表2 重度障がい児及び知的障がい者児の日常生活用具の種類及び性能

種類	基準額(円)	対象者	性能	耐用年数
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児が容易に使用し得るもの。	6年

## 2 障がい者(児)福祉のしおり(平成25年度版)[抜粋]

「重度障がい者(児)日常生活用具の給付」(P.22～P.24)

P.23の<身体障がい者・児・難病>の「聴覚障がい」欄の3段目

障がい	者・児の別		難病	種類	対象者
	者	児			
聴覚障がい	○	○		聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方